

豊中市消費者教育推進計画中間見直し（概要）

第1章 消費者教育推進計画の策定の背景と必要性

1. 消費者を取り巻く環境の変化

インターネット通販の普及やキャッシュレス化等の決済手段の多様化が進むなか、民法の120年ぶりの大改正や成年年齢の引き下げが実施されるなど商取引形態等が変わろうとしています。また、少子高齢化の進展に伴う高齢者を狙った詐欺被害・トラブルが多発する一方、エコ・省エネ・省資源等の環境などに配慮した消費活動が求められるなど、消費者を取り巻く環境が大きく変化しています。(P1)

2. 国、大阪府の動き(P3)

3. 本市の状況(P4～15)

4. 計画策定の趣旨

国において消費者教育推進法が施行され、大阪府においても大阪府消費者基本計画が策定されました。これを受け、市のこれまでの取組みを体系的に整理するとともに、市民や事業者・市民活動団体・関係機関と総合的かつ一体的に推進することを目的として、豊中市消費者教育推進計画を策定し、消費者教育を推進してきました。本計画においては、5年目の令和4年度(2022年度)に中間見直しを行うこととしていたことから、消費者市民社会の実現に向けて、引き続き消費者教育を推進するため、これまでの取組みの方向性を踏襲しつつ、成年年齢の引き下げによる若者世代の消費者被害の拡大への懸念や、新型コロナウイルス感染症による消費行動の変化、社会情報や消費者を取り巻く環境の変化などを踏まえた見直しを行い、より一層体系的・効果的に消費者教育を推進します。また、社会状況の変化や法制度の改正などにより、見直しの必要が生じた場合には、取組み内容の見直しを行うものとします。(P16～17)

第2章 消費者教育推進計画の基本的考え方と取組みの方向

1. 消費者教育推進計画の基本的な考え方とめざすべき姿

消費者被害を未然に防止するための啓発・注意喚起の取組み及び消費者市民社会※の構築に向けた消費者教育を進めます。(P18)

くめざすべき姿>

学び、考え、行動する消費者を育み、
消費者市民社会の構築をめざします。

2. 消費者教育推進計画の体系的推進の取組みの方向

(1) 消費者教育が育むべき力(P19～20)

- ① 消費者市民社会の構築に関する領域
- ② 商品やサービス等の安全に関する領域
- ③ 生活の管理と契約に関する領域
- ④ 情報とメディアに関する領域

(2) 多様な場における取組み及び消費者の特性に配慮した取組みの実施

① 多様な場における取組みの方向

学校等(就学前、小学校・中学校・高等学校、大学等)や地域、家庭、職域といった多様な場における消費者教育を進めていきます。(P21)

② 消費者の特性に配慮した取組みの方向

高齢や病気・障害等により判断力が不十分になっていることや、外国からの移住等による消費生活情報の不足により被害に遭いやすい人等に対して、消費者教育を進めていきます。(P21)

(3) 多様な主体との連携・協働(P22)

- ① 国、大阪府等との連携・協働
- ② 消費者行政と他の専門行政との連携・協働
- ③ 市と消費者団体、事業者団体等との連携・協働

【重点取組み】

- ☆ 18歳前後の若者世代への消費者教育の推進
- ☆ 65歳以上の高齢者世代への消費者教育の推進
- ☆ 各種相談・支援窓口や関係機関等との連携・協働の充実

3. 消費者教育推進計画の基本的な考え方と取組みの方向のまとめ(P23)

第3章 消費者教育推進計画の取組み体系

1. 本市における消費者教育の取組み状況(P24)

2. 消費者教育推進計画の取組み体系

(1) 多様な場における取組み(P30～37)

① 学校等(就学前、小学校・中学校・高等学校、大学等)における取組み

学習指導要領等に基づく学校等の授業はもとより、出前教室や消費生活情報の提供等により取り組んでいきます。

② 地域における取組み

様々な市民活動団体等と連携し、高齢者、若者等への出前講座や消費生活情報の提供等により取り組んでいきます。

③ 家庭における取組み

冊子の発行やホームページ、メール配信等、様々な媒体を活用した消費生活情報の提供等により取り組んでいきます。

④ 職域における取組み

事業活動における消費者への配慮の促進や従業員への消費者教育のため、消費生活情報の提供等により取り組んでいきます。

(2) 消費者の特性に配慮した取組み

高齢者や病気・障害のある人、外国人等の各種相談・支援窓口等で消費生活情報の提供・共有により、消費者の特性に配慮し取り組んでいきます。(P38～39)

【主な取組み】

- ・高等学校・大学等への消費生活情報の提供及び消費者教育出前教室等の実施(重点)
- ・保護者を対象とした啓発チラシの作成やPTA向け出前講座による消費生活情報(主に、子どもの消費トラブルに関する内容)の提供等の実施(拡充)
- ・消費生活相談窓口の認知度向上及び若者世代が気軽に相談できる手法の検討(拡充)
- ・若者世代が当事者意識を持ち、関心を持って学ぶことができるコンテンツの開発及びショートムービー等を活用した新たな周知・啓発方法の検討(拡充)
- ・警察や地域との連携強化による高齢者世代等への啓発(重点)
- ・企業等への移動消費者教育「くらしのひろば」の周知(拡充)
- ・他市との連携した取組みの手法についての検討(拡充)
- ・様々な機会を活用した事業者への情報発信の実施(拡充)
- ・特殊詐欺被害防止に向けた事業者など幅広い年齢層への周知・啓発の実施(拡充)

【主な取組み】

- ・消費者安全確保地域協議会、特殊詐欺被害防止対策連絡会議、消費者教育推進計画会議等の実施(重点)
- ・デジタルデバйд(情報格差)の解消に向けての関係部局との連携、高齢者を対象としたセミナー等の実施(重点)
- ・相談体制の充実や関係機関等との連携強化及び消費生活相談窓口の認知度向上

第4章 今後の消費者教育の計画的な推進

1. 推進体制

各部局が実施する消費者教育に関する事業を、学校や市民活動団体、事業者・事業者団体、福祉関係者等と連携・協働し、総合的かつ一体的に推進していきます。(P40)

2. 進行管理

「豊中市消費者教育推進計画連絡会議(仮称)」を設置し、消費者教育推進計画の進捗状況を確認・情報共有し、その結果を消費生活審議会において点検・評価等を行い、PDCA(計画・実施・点検・改善)サイクルにより消費者教育推進計画を推進していきます。(P41)

※下線部は中間見直しにおける変更箇所です。